

初診の患者様へ

当クリニックでは、国の施策によりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。患者様ご自身でマイナンバーカードを使用して受付の認証端末での認証操作のご協力をお願いいたします。

この仕組みは医療機関同士の連携による適切な診療や、診療費の抑制に寄与するものです。

- マイナンバーカードで認証いただくことで、以下の情報が利用可能になります。
 - ・ 健康保険証の資格の有無
 - ・ 高額療養費制度の負担区分
 - ・ 他院での投薬履歴
 - ・ 特定検診情報

認証端末で患者様の同意をいただいた場合は、上記の情報について当院で閲覧が可能になり、診療に活用できます。

- マイナンバーカードによる承認の有無による初診時の点数の違いは下記の通りです。
 - ・ マイナンバーカードによる承認がない場合
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1 4点
 - ・ マイナンバーカードによる承認がある、または紹介状を持参いただいた場合
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 2点

※初診料を算定する場合とは

過去に当院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料の算定をする場合がございます。

令和6年4月1日
わかすぎ整形外科・手の外科クリニック
院長 若杉 琢磨